Kumamoto City

News Release

平成３１年１月２１日

ブロック塀等安全対策緊急支援事業（ブロック塀等撤去補助）受付開始について

１　目的

平成30年6月に発生した大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊による事故を受け、基準に合っていない危険なブロック塀等の安全対策の必要性が再認識されている。危険なブロック塀等を撤去する者に対して補助を行うことで、危険なブロック塀等の撤去を促進し、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を図る。

２　事業概要

・対象となるブロック塀等の条件　（次の項目全てに該当するもの）

①　道路等※1又は公園等※2に面したブロック塀等※3

※1　道路等とは・・・建築基準法第42条に定める道路、学校保健安全法に定める通学路、熊本市地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路

※2　公園等とは・・・都市公園法に基づく都市公園、熊本市が管理する公園や避難所等

※3　ブロック塀等とは・・・コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀、その他これらに類すると認められるもの

②　ブロック塀等が面する道路等又は公園等からの高さが80cm以上のもの

③　ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの

④　熊本市が行った専門家調査又は申請者自身の点検表による確認で不適合があり、安全性が確認できないもの（点検表は市が用意。1月21日以降にホームページや窓口で配布する）

・事業の対象者

補助事業の対象となるブロック塀等の所有者等

・対象となる工事の内容

補助事業の対象となるブロック塀等を全撤去、又は道路等、公園等からの高さを40cm以下にする工事

※建築基準法第42条に定める道路内にあるものは全撤去

※平成30年7月5日から平成31年2月4日までの間に既に着手（契約）したものは、遡って対象となる場合有り。

・補助金額（1敷地あたり①～③のいずれか低い額）

①ブロック塀等撤去工事に要する費用（見積金額）※消費税は除く。

②撤去するブロック塀等の長さに12,000円/ｍを乗じて得た額

③20万円

・申請受付期間：2019（平成31）年2月5日（火）から2月28日（木）

※土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

※年度末での実施となるため、受付状況によっては次年度の事務処理となり、お待ちいただく場合有り

※遡りの補助は2019年度まで、通常の補助は2020年度までの予定

【お問い合わせ先】
熊本市 建築政策課 建築物安全推進室
電話：096-328-2449
課長：東野　洋尚（トウヤ　ヒロタカ）
担当：技師・村上　智美（ムラカミ　サトミ）
電話：３２８－２４４９